

特定操縦免許の移行講習会開催のお知らせ

「海上運送法等の一部改正する法律」による船舶職員法の一部改正により、令和6年4月1日に小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度改正が施行されました。

これに伴い、既に「特定操縦免許」を持っていて今後も旅客船や遊漁船に船長として乗船する場合、令和8年3月31日までに移行講習（学科4時間と実技4時間）を受講のうえ、試験に合格して新たな操縦免許の申請をしなければ、現在の「特定操縦免許」が失効してしまいます。

（実技は3ヶ月以上の乗船履歴があれば免除されます。）

このため、登録特定操縦免許講習機関である株日本船舶職員養成協会東北が塩釜市で開催している講習と同様の移行講習会を下記により開催します。

なお、講習会に先立ち、事前説明会を行いますので受講を希望する方は必ず出席してください。（事前説明会に出席できない方は、別途に開催する講習会を受講してください。）

記

講習会及び事前説明会の開催予定日・場所（次表のとおり）

事前説明会	開催日	開催場所	備考
1月 8日（水）午前10時	1月29日（水）午前10時	重茂漁業協同組合	
1月 8日（水）午後 1時	1月28日（火）午前10時	三陸やまだ漁業協同組合	
1月14日（火）午前10時	2月 4日（火）午前10時	釜石東部漁業協同組合	
1月14日（火）午後 1時	2月 5日（水）午前10時	釜石湾漁業協同組合	
1月17日（金）午前10時	2月12日（水）午前10時	吉浜漁業協同組合	
1月16日（木）午後 1時	2月13日（木）午前10時	越喜来漁業協同組合	
1月23日（木）午前10時	2月18日（火）午前10時	綾里漁業協同組合	
1月21日（火）午前10時	2月19日（水）午前10時	大船渡地区公民館	

【事前説明会】

1 必要書類（持ってくる物）：次の（3）は実技免除に必要な書類です。

（1）受講申込書

（2）小型船舶操縦免許証の写し（大型の海技免状を持っている方はその海技免状の写し）

（3）乗船履歴（3ヶ月以上）を証明する書類（①又は②）

① 旅客船の船長

船舶所有者から交付された労働条件通知書（船長として雇用されているものが分かるものに限る）の写し又は船員手帳

② 遊漁船の船長

都道府県知事に届け出た「業務規程」の表紙・別表1・別表2の写し

（4）受講料等（現金でお願いします）

31,000円（内訳：講習料22,750円・申請手数料等8,250円）

※ 自分で申請する方や他の海事代理士へ申請手を依頼される方は、講習料と事務手数料3,000円の合計25,750円になります。

（裏面へ続く）

(5) 筆記具 (ボールペンなど)

(6) 写真 (6ヶ月以内に撮影したもの、4.5cm×3.5cm) 2枚

会場においてサービスで撮影しますが、素人写真のため納得が行く写真を使用したい方

【講習会】 (受講者は講習開始時間の15分前までに会場に集合)

1 講習時間 (何れの会場も同じです。)

午前10時から午後3時まで (昼食時間を除く)

2 修了試験

講習修了後 (50分)

3 持ってくる物

(1) 小型船舶操縦免許証

(2) 鉛筆と消しゴムなどの筆記具

(3) 履歴限定を解除するのに必要な書類

(事前説明会において必要書類の説明を行います。)

取扱手続事務所

〒022-0004 大船渡市猪川町字中井沢30-1

大船渡 遠藤海事事務所

Tel.0192-27-6207